

郵送用

固定資産証明交付申請書(個人・法人共通)

(あて先) 盛岡市長

年 月 日

① 資産の所有者	住 所				
	フリガナ 氏 名	法人の場合 代表者印を 押印ください (個人印不可)			
	(名称及び 代表者の 氏名)	所有者が個人の場合 (生年月日： 年 月 日)			
		電話番号 - -			
下記の者に証明書の申請・受理を委任します。					

上記の委任権の偽造をした者は、刑法第159条（私文書偽造等）又は同法第161条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。

所有者が死亡 されており、 相続権のある方 が申請する場合	相続権のある方の住所氏名等を記入・押印し、 <u>相続権が確認できる戸籍謄本又は抄本</u> を添えてください。	
	住 所	生年月日 年 月 日
	氏 名	電話番号 - -

(所有者本人、相続人の場合は記入不要です。)

② 申請者	住 所			所有者との関係
	フリガナ 氏 名			1. 納税管理人 2. 同居の親族 3. その他 ()
	生年月日： 年 月 日 電話番号 - -			
※個人の氏名・住所で申請を行ってください。				

③証明の種類・通数	
1. 評価証明（評価額がのったもの）	 通
2. 公課証明（評価額と税額がのったもの）	 通
3. 資産がない証明	 通
4. 住宅用家屋証明	 通
5. 償却資産証明	 通
6. その他（滅失証明）	 通

④どの資産について 必要ですか	⑤必要年度
所有する固定資産の 1. 全部が必要 2. <u>特定の部分が必要</u>	令和 年度

特定の資産の所在地等を御記入ください

⑥何にお使いになりますか	所 在 地 番		家屋番号
	1. 土地	盛岡市	
	2. 家屋		
	1. 土地	盛岡市	
	2. 家屋		
⑦共有名義の証明は必要ですか	1. 土地	盛岡市	
	2. 家屋		
	1. 土地	盛岡市	
	2. 家屋		
	1. 土地	盛岡市	

※家屋の建築年、構造、土地の近傍地価格等の記載が必要な場合には
窓口職員へお申し出ください。

(以下は記入不要です)

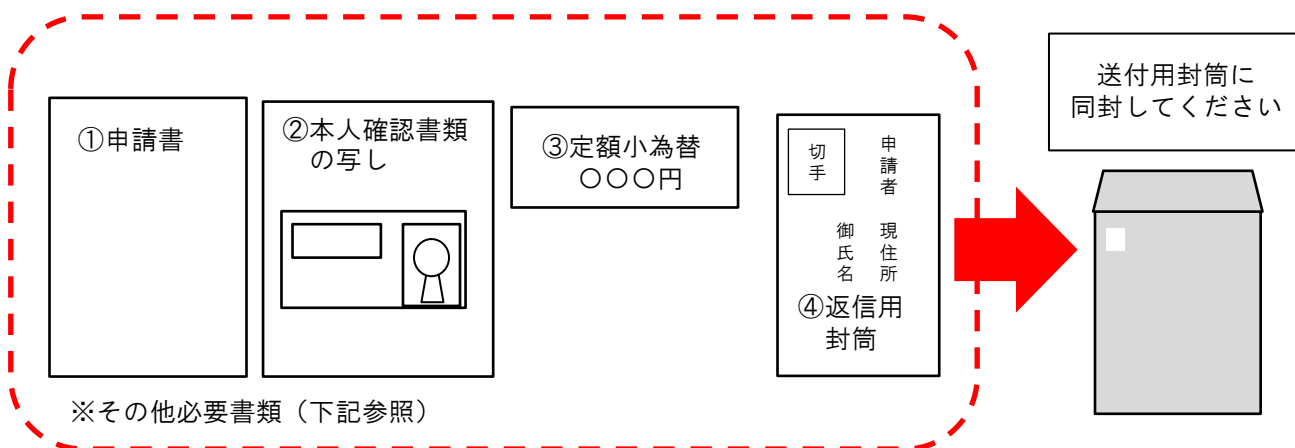
① 個 住B 免 パ 身 在	区分	台帳コード	筆数+棟数	部数	金 額	合計金額	
②-1 住A 保 年 受	単・共有	-	+ =				
②-2 社 学 診 ャ ル	単・共有	-	+ =				
他 () 資 補	単・共有	-	+ =			受付	交付
口頭確認	単・共有	-	+ =				
籍 頭 所 主 生 族 家生	単・共有	-	+ =				

別紙

※この別紙は同封不要です

1 郵送申請に送付いただく書類

①申請書	記入漏れやお間違いのないようにお願いいたします。 内容についてお伺いする場合がありますので、 <u>日中に連絡がとれる電話番号</u> を記載してください。	チェック ☐
②本人確認書類の写し	本人確認が必要ですので、官公署発行の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（写真付）、パスポート、住民基本台帳カード）等の写しを送付してください。詳しくは『証明申請に必要な本人確認書類について』を御覧ください。 写しを取る際には、欠ける部分がないようにしてください。 また、現住所が記載された部分の写しも同封ください。 <u>※住民票や写真のない個人番号通知カードは本人確認書類とはなりません。</u>	チェック ☐
③証明手数料（定額小為替）	手数料分の定額小為替を同封してください。 <u>お釣りのないようお願いいたします。</u> 手数料が分からない場合は、事前に市民税課まで御連絡ください。 定額小為替には何も書かないようにしてください。なお、切手での受け付けはできません。	チェック ☐
④返信用封筒	あらかじめ切手を貼り、 <u>申請者の現住所、氏名または法人の所在地、法人名、御担当者名</u> を記入してください。 速達を希望される場合には、速達分の切手を貼り、封筒に赤字で「速達」と記入してください。宅配便での送付はできません。	チェック ☐



2 手数料について

①評価・公課証明書	1枚ごとに <u>400円</u> （1枚に土地5筆、建物3棟まで証明。共有物件、マンション敷地権分は別算定。）
②資産がない証明書、償却資産証明書	1件(1年度分を1件)につき <u>400円</u> 。
③住宅用家屋証明書	1件につき <u>800円</u> 。
④滅失証明書	1件につき <u>400円</u> 。

3 御注意ください

- ・ 証明対象年度の **1 月 1 日** に所有していた土地・家屋について証明されます。
【例】 令和 7 年度評価証明書→令和 7 年 1 月 1 日の所有分
- ・ 所有者・受任者が法人である場合には **代表者印の押印が必要** となります。

4 追加で必要となる書類について

- ・ 証明対象年度の 1 月 1 日以降に土地や家屋を所有した場合
→所有権の移転が確認できる書類（登記事項証明書等）
- ・ 盛岡市外に住民票がある人が資産がない旨の証明をとる場合
→住民票

※申請者が所有者本人以外の場合、追加で次のものが必要となります。

申請者	必要書類
相続人	・ 所有者が亡くなれたことが分かる書類（戸籍謄本又は除籍謄本） ・ 相続権が確認できる 書類（戸籍謄本又は抄本、公正証書等）
代理人	・ 委任状（申請書に証明対象者の押印ができない場合） ※資産の所有者が死亡している場合は、相続人からの委任状が必要です。 また、所有者が死亡したことが分かる書類、相続権が確認できる書類も併せて必要となります。
弁護士・司法書士	使用目的が、訴えの提起、仮差押えの申立て、仮処分の申立て、調停の申立て、借地非訴の申立てであるとき。 ・ 全国統一様式の固定資産評価証明書の交付申請書 ※職印の押印、地番、地積、所有者の記載が必須です。 ・ 事務員等が使者として申請を行う場合、その旨を記載した文書 ※全国統一様式の固定資産評価証明交付申請書の使用目的は、上記のものに限られています。その他の目的には使用できません。 ※取得できるものは評価証明書のみです。公課証明書は取得できません。

5 送付先・連絡先

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸12-2

盛岡市財政部 市民税課

019-626-7504